

令和元年第3回足寄町議会臨時会議事録

令和元年5月10日（金曜日）

◎出席議員（13名）

1番 多治見 亮 一 君	2番 高 道 洋 子 君
3番 進 藤 晴 子 君	4番 榊 原 深 雪 君
5番 田 利 正 文 君	6番 熊 澤 芳 潔 君
7番 高 橋 健 一 君	8番 川 上 修 一 君
9番 高 橋 秀 樹 君	10番 二 川 靖 君
11番 木 村 明 雄 君	12番 井 脇 昌 美 君
13番 吉 田 敏 男 君	

◎欠席議員（0名）

◎法第121条の規定による説明のための出席者

足 寄 町 長	渡 辺 俊 一 君
足寄町教育委員会教育長	藤 代 和 昭 君
足寄町農業委員会会長	齋 藤 陽 敬 君
足寄町代表監査委員	川 村 浩 昭 君

◎足寄町長の委任を受けて説明のため出席した者

福 祉 課 長	丸 山 晃 徳 君
住 民 課 長	松 野 孝 君
経 済 課 長	村 田 善 映 君
建 設 課 長	増 田 徹 君
国民健康保険病院事務長	川 島 英 明 君
会 計 管 理 者	佐々木 雅 宏 君
消 防 課 長	大竹口 孝 幸 君

◎教育委員会教育長の委任を受けて説明のため出席した者

教 育 次 長	沼 田 聡 君
---------	---------

◎農業委員会会長の委任を受けて説明のため出席した者

農 業 委 員 会 事 務 局 長	上 田 利 浩 君
-------------------	-----------

◎職務のため出席した議会事務局職員

事 務 局 長	櫻 井 保 志 君
事 務 局 次 長	横 田 晋 一 君
総 務 担 当 主 査	西 岡 潤 君

◎議事日程

- 日程第 1 仮議席の指定< P 4 >
- 日程第 2 会議録署名議員の指名< P 4 >
- 日程第 3 選挙第 1 号 議長選挙< P 4 ~ P 5 >
- 日程第 4 会期の決定< P 5 ~ P 6 >
- 日程第 5 選挙第 2 号 副議長の選挙< P 6 ~ P 7 >
- 日程第 6 議席の指定< P 7 >
- 日程第 7 常任委員の選任< P 7 ~ P 8 >
- 日程第 8 議会運営委員の選任< P 8 ~ P 9 >
- 日程第 9 選挙第 3 号 十勝圏複合事務組合議員の選挙< P 9 >
- 日程第 10 選挙第 4 号 とちかち広域消防事務組合議会議員の選挙< P 9 >
- 日程第 11 報告承認第 2 号 専決処分の承認を求めることについて（足寄町税条例等の一部を改正する条例）< P 10 ~ P 11 >
- 日程第 12 報告承認第 3 号 専決処分の承認を求めることについて〔平成 30 年度一般会計補正予算（第 18 号）〕< P 11 ~ P 12 >
- 日程第 13 報告承認第 4 号 専決処分の承認を求めることについて〔平成 30 年度足寄町足寄都市計画足寄市街地区土地区画整理事業特別会計補正予算（第 2 号）〕< P 12 ~ P 13 >
- 日程第 14 議案第 57 号 副町長の選任について< P 13 ~ P 14 >
- 日程第 15 議案第 58 号 除雪トラック（雪寒機械）購入売買契約について< P 15 ~ P 17 >
- 追加日程第 1 議案第 59 号 監査委員の選任について< P 17 >
- 追加日程第 2 閉会中継続調査申出書（広報広聴常任委員会・議会運営委員会）< P 18 >

午前10時00分 開会

◎ 臨時議長の紹介

○**議会事務局長（櫻井保志君）** おはようございます。事務局長の櫻井保志と申します。

本臨時会は、一般選挙後初めての議会ですので、議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定によって、出席議員の中で年長の議員が臨時に議長の職務を行うことになっております。

本日御出席の議員の中で年長議員は高道洋子議員でございます。高道洋子議員を御紹介いたします。

高道洋子議員、議長席にお着き願います。

○**臨時議長（高道洋子君）** ただいま紹介されました、南5条5丁目の高道洋子でございます。きょうはちょっと声が聞き取りづらいかもしれませんが、御了承いただきたいと思っております。

地方自治法第107条の規定によって、議長選挙が終わるまで臨時議長の職務を行います。どうぞよろしく願いいたします。

◎ 議員の自己紹介

○**臨時議長（高道洋子君）** お諮りします。

このたびの選挙において、お互いに当選の榮譽を担って議席を得ましたが、初対面の方もおられますので、住所、氏名の自己紹介をお願いしたいと思いますのですが、いかがでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○**臨時議長（高道洋子君）** 異議がないようです。

では、ただいまより自己紹介をお願いいたします。議席番号2番より順次お願いいたします。

（各議員自己紹介）

◎ 町長挨拶

○**臨時議長（高道洋子君）** ありがとうございます。

このたびの選挙において、町長に当選され

ました渡辺俊一君から御挨拶があります。

○**町長（渡辺俊一君）** 議長のお許しをいただきましたので、一言御挨拶を申し上げます。

まずもって、議会議員の皆様におかれましては、4月21日に行われました議会議員選挙におきまして、めでたく御当選の榮譽を得られましたことに対しまして、心からお祝いを申し上げます。まことにおめでとうございます。

私も多くの町民の皆様さんの御支援、御支持をいただきまして、町政を担わせていただくこととなりました。町民の皆さんの期待と信頼に応えるために、その使命と責任の重さで改めて身の引き締まる思いをしております。

今後、町民皆様の期待に応えられるように全力で取り組みを進めていきたいと思っておりますので、議員皆様の御指導、御協力を心からお願いを申し上げます。

さて、本日は第3回目の臨時会というところでございますけれども、選挙後の初の議会ということでございます。

本日、審議をお願いする案件につきまして、報告承認、これは専決処分に関することでもありますけれども、報告承認が3件、議案といたしましては、副町長の選任、除雪トラック購入売買契約についての2件となっております。

御審議賜りますようよろしくお願いを申し上げます。簡単でありますけれども御挨拶とさせていただきます。

これから4年間よろしくお願いをいたします。

◎ 職員の自己紹介

○**臨時議長（高道洋子君）** 次に、教育委員会教育長、農業委員会会長、代表監査委員が議場においでですので、自己紹介をお願いいたします。教育委員会教育長からお願いいたします。

（各職員自己紹介）

◎執行機関幹部職員の自己紹介

○臨時議長（高道洋子君） 次に、執行機関幹部職員の紹介をお願いします。

町長。

（町長以下、幹部職員自己紹介）

◎ 議会事務局職員の紹介

○臨時議長（高道洋子君） 次に、議会事務局職員の紹介をお願いします。

（議会事務局長以下、事務局職員自己紹介）

○臨時議長（高道洋子君） それでは、幹部職員の方は退席されて結構です。

◎ 開会宣告

○臨時議長（高道洋子君） ただいまから、令和元年第3回足寄町議会臨時会を開会します。

◎ 開議宣告

○臨時議長（高道洋子君） 直ちに本日の会議を開きます。

議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎ 仮議席の指定

○臨時議長（高道洋子君） 日程第1 仮議席の指定を行います。

仮議席は、ただいま御着席の議席といたします。

◎ 会議録署名議員の指名

○臨時議長（高道洋子君） 日程第2 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、足寄町議会総合条例第184条の規定により、臨時議長において、吉田敏男君及び井脇昌美君を指名いたします。

暫時休憩いたします。

午前10時11分 休憩

午前10時12分 再開

○臨時議長（高道洋子君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

◎ 選挙第1号

○臨時議長（高道洋子君） 日程第3 選挙第1号議長選挙を行います。

選挙は、投票で行います。

議場の出入り口を閉めます。

（議場閉鎖）

○臨時議長（高道洋子君） ただいまの出席議員は13名です。

次に、立会人を指名します。

条例第55条の規定により、立会人に熊澤芳潔君、木村明雄君及び榊原深雪君を指名します。

投票用紙を配ります。

（投票用紙配付）

○臨時議長（高道洋子君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○臨時議長（高道洋子君） 配付漏れはなしと認めます。

投票箱を点検します。立会人の方、お願いします。

（投票箱点検）

○臨時議長（高道洋子君） 異状なしと認めます。

念のため申し上げます。

投票は、単記無記名です。投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、点呼に応じて順次投票願います。

なお、白票は無効です。

記入していただきたいと思います。

事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票願います。

（投票）

○臨時議長（高道洋子君） 投票漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○臨時議長（高道洋子君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。熊澤芳潔君、木村明雄君、榊原深雪君の立ち会いをお願いいたします。

す。

(開票)

○臨時議長(高道洋子君) 選挙の結果の報告します。

投票総数13票、これは先ほどの出席議員数に符合しております。そのうち有効票数13票、無効票数ゼロ票。

有効投票のうち、吉田敏男君13票、以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は4票です。

したがって、吉田敏男君が議長に当選されました。

議場の出入り口を開きます。

(議場開鎖)

○臨時議長(高道洋子君) ただいま議長に選出されました吉田敏男君が議場におられますので、条例第56条第2項の規定によって当選の告知をします。

◎ 議長当選の挨拶

○臨時議長(高道洋子君) 議長に当選されました吉田敏男君から発言を求められておりますので、これを許します。

○議長(吉田敏男君) 一言御挨拶を申し上げたいと思います。

ただいまの議長選挙におきまして、議長となることになりました。皆様方の御厚情、そしてまた御推挙に感謝を申し上げたいというふうに思っております。

今、私ども議会に課せられました使命というものは非常に多いものがあるというふうに思っております。そしてなお、いつものことではありますけれども、やはり私どもはいつも町民に向き合う、あるいは町民とともに歩む議会であってほしいという願いが実はあるわけであります。

町民ともども参加型の議会構成、議会をしていきたいなというふうに思っておりますし、なお、私ども議会に課せられました使命、いろいろありますけれども、いずれにいたしましても活発な議論をする。議会は議論の府であります。そういった意味合いの中か

ら非常に議論を重ねて、そして政策提言がしっかりできる、そういった議会にしていきたいとそんなふうに実は思っておりますので、どうかひとつよろしく願いをいたしたいと思います。

そしてまた、このたびの選挙におきまして、新しい3名の議員をお迎えすることになりました。新しい風、あるいは新しい息吹というものを感じ取っているところでありませぬ。現職の我々10人を含めまして13名、スクラムを組んで足寄町の発展のためにしっかりと頑張っていきたいというふうに思っておりますので、どうかひとつ今後ともよろしく願いをいたします。本日は大変ありがとうございました。

○臨時議長(高道洋子君) これで、臨時議長の職務は全部終了をいたしました。御協力ありがとうございました。

議長は、議長席にお着き願います。

ただいまより、暫時休憩いたします。

午前10時24分 休憩

午前10時26分 再開

○議長(吉田敏男君) 休憩を閉じ、会議を再開をいたします。

◎ 会議録署名議員の追加指名

○議長(吉田敏男君) 議長より会議録署名議員の追加指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員として、私、吉田敏男が指名をされましたが、議長に就任をしたため、会議録署名議員の数が欠けることになることから、新たに会議録署名議員として熊澤芳潔君を追加指名したいと思います。

議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎ 会期決定の件

○議長(吉田敏男君) 日程第4 会期決定の件を議題といたします。

お諮りをいたします。

本臨時会の会期は、本日1日間にしたいと思います。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（吉田敏男君） 異議なしと認めます。

よって、会期は、本日1日間に決定をいたしました。

◎ 選挙第2号

○議長（吉田敏男君） 日程第5 選挙第2号副議長の選挙を行います。

副議長の選挙は、投票で行います。

議場の出入り口を閉めます。

（議場閉鎖）

○議長（吉田敏男君） ただいまの出席議員は13人です。

次に、立会人を指名をいたします。

条例第55条の規定により、立会人に田利正文君、高橋健一君、多治見亮一君を指名をいたします。

投票用紙を配ります。

（投票用紙配付）

○議長（吉田敏男君） 投票用紙の配付漏れはございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 投票箱を点検をいたします。

（投票箱点検）

○議長（吉田敏男君） 異状なしと認めます。

念のため申し上げます。

投票は、単記無記名です。投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、点呼に応じて順次投票をお願いをいたします。

なお、白票は無効です。

事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票をお願いをいたします。

（投票）

○議長（吉田敏男君） 投票漏れはございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。田利正文君、高橋健一

君、多治見亮一君、立会をお願いをいたします。

（開票）

○議長（吉田敏男君） 選挙の結果を報告をいたします。

投票総数13票、これは先ほどの出席議員数に符合しております。そのうち有効投票数13票、無効投票数ゼロであります。

有効投票のうち、井脇昌美君13票、以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は4票です。

したがって、井脇昌美君が副議長に当選をされました。

出入り口を開きます。

（議場開鎖）

○議長（吉田敏男君） ただいま副議長に選出されました井脇昌美君が議場におられますので、条例第56条第2項の規定によって当選の告知を行います。

◎ 副議長当選の挨拶

○議長（吉田敏男君） 副議長に当選されました井脇昌美君から発言を求められておりますので、これを許します。

○副議長（井脇昌美君） まずもって議員各位の皆さん方にこのような大きな推を受けたことに対して、高い席より厚く厚く御礼を申し述べたいと思います。

今月から皆さん御存知のように年号が変わり、宮内庁等々の動きから国民も一喜一憂お祝いづくしで今日まで十日間経過をしております。

しかし、ふと自分の足元を見ると、この足寄町は時代が変わっても何ら環境に変化はございません。少子高齢化、そして過疎、人口減少と次から次へ厳しい、本当に課題が課せられているところでもございます。

こういうときこそ町民の皆さん方に少しでも安心して、そして楽しくさわやかな暮らしをどうしたら過ごしていただけるかと我々議会としてもしっかりと新しい町長とスクラムを組みながらしっかりとした論争を交わしな

がら、私は議会の活性化改革をモットーに進めていかなければいけないと思います。

地域の大きな大きな財産でもあります基幹産業をしっかりと利してしっかりとこれを促進させ、私は常に議長同様に中立公平、そして議長をしっかりと補佐をし、議員の皆さん方には一層の御協力と御指導をお願いし、副議長の拜命の挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございます。

◎ 議席の指定

○議長（吉田敏男君） 日程第6 議席の指定を行います。

議席は、条例第25条第1項の規定により議長が定めることになっておりますが、公平な方法として、抽せんにより行い、その結果を議長が定めたいことにいたしたいと思えます。

ただいまより抽せんを行い、その番号をそれぞれの議席と定めます。

なお、条例第25条第7項の規定により、議長の席を最終番、副議長の席は最終2番として指定をいたします。

したがって、議長、副議長は抽せんに加わらないこととなりますので、御了解をお願いをいたします。

これから抽せんを行いますが、抽せんの順序は、仮議席の順番により行いたいと思えますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 異議なしと認め、仮議席の順番により抽せんを行います。

抽せんを行いますので、暫時休憩をいたします。

午前10時40分 休憩

午前10時52分 再開

○議長（吉田敏男君） それでは休憩を閉じ、会議を再開をいたします。

抽せんの結果、氏名と議席番号を局長に朗読させます。

○議会事務局長（櫻井保志君） 1番多治見議員、2番高道議員、3番進藤議員、4番榊

原議員、5番田利議員、6番熊澤議員、7番高橋健一議員、8番川上議員、9番高橋秀樹議員、10番二川議員、11番木村議員、12番井脇副議長、13番吉田議長、以上です。

○議長（吉田敏男君） ただいま朗読したとおり議席を指定をいたします。

議席が決まりましたので、それぞれ、ただいま指定の議席にお着きをいただきたいと思えます。

ここで、暫時休憩をいたします。

午前10時54分 休憩

午前10時55分 再開

○議長（吉田敏男君） 休憩を閉じ、会議を再開をいたします。

◎ 常任委員の選任

○議長（吉田敏男君） 日程第7 常任委員の選任を行います。

お諮りをいたします。

常任委員の選任方法については、条例第113条の規定により、議長が会議に諮って指名することになっておりますが、従来行ってきた方法は、各議員から希望をとり、議長が調整の上、会議に諮って指名する方法をとっておりますが、この方法でよろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 異議なしと認めます。

ここで、暫時休憩をいたします。

午前10時56分 休憩

午前11時04分 再開

○議長（吉田敏男君） 休憩を閉じ、会議を再開をいたします。

常任委員の選任については、ただいま休憩中に調整をいたしました。各常任委員の所属につきましては、条例第106条第1項第1号から第3号の規定によりまして、総務産業常任委員7名の名前を申し上げます。吉田敏男、井脇昌美君、榊原深雪君、田利正文君、二川靖君、川上修一君、高橋秀樹君、以

上の7名です。

次に、文教厚生常任委員6名の名前を申し上げます。高道洋子君、木村明雄君、熊澤芳潔君、高橋健一君、多治見亮一君、進藤晴子君、以上の6名です。

広報広聴常任委員会は、条例第106条第1項第3号の規定により、議長を除く12名の委員といたします。

以上のとおり指名したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉田敏男君) 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名をしたとおり常任委員に選任することに決定をいたしました。

ここで、暫時休憩をいたします。

午前11時07分 休憩

午前11時08分 再開

○副議長(井脇昌美君) 休憩を閉じ、会議を再開をいたします。

ただいま総務産業常任委員に選任されました議長から、常任委員を辞退したいと旨の申し出があります。

議長は、その職責上、どの委員会にも出席をする権限を有しているほか、可否同数の際における裁決権など、議長固有の権限を考慮するとき、1個の委員会に委員として所属することは適当ではないし、また、行政実例でも議長については辞任を認めているところがあります。総務産業常任委員会を辞任したいものとするものです。

辞任について許可することに御異議ありませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○副議長(井脇昌美君) 異議なしと認めます。

したがって、議長の総務産業常任委員の辞任については、許可をすることに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

午前11時09分 休憩

午前11時26分 再開

○議長(吉田敏男君) 休憩を閉じ、会議を再開をいたします。

諸般の報告を行います。

休憩中に各常任委員会におきまして委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果の報告が議長の手元に参りましたので、報告をいたします。

総務産業常任委員会委員長に高橋秀樹君、副委員長に榊原深雪君。文教厚生常任委員会委員長に高道洋子君、副委員長に熊澤芳潔君。広報広聴常任委員会委員長に木村明雄君、副委員長に川上修一君。

以上のとおり、互選された旨の報告がありました。

◎ 議会運営委員の選任

○議長(吉田敏男君) 日程第8 議会運営委員の選任を行います。

ここで、暫時休憩をいたします。

午前11時28分 休憩

午前11時34分 再開

○議長(吉田敏男君) 休憩を閉じ、会議を再開をいたします。

お諮りをいたします。

議会運営委員会の委員の選任については、条例第113条の規定により、高橋健一君、田利正文君、高橋秀樹君、高道洋子君、木村明雄君、以上5名を指名をしたいと思えます。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉田敏男君) 異議なしと認めます。

ここで、暫時休憩をいたします。

休憩中に正副委員長の互選をお願いをいたします。

午前11時35分 休憩

午前11時39分 再開

○議長(吉田敏男君) 休憩を閉じ、会議を再開をいたします。

諸般の報告を行います。

休憩中に議会運営委員会におきまして委員

長及び副委員長の互選が行われ、その結果の報告が議長の手元に参りましたので、報告をいたします。

委員長に高橋健一君、副委員長に田利正文君、以上のおり報告がありました。

◎ 選挙第3号

○議長（吉田敏男君） 日程第9 選挙第3号十勝圏複合事務組合議会議員の選挙の件を議題といたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項及び条例第49条の規定によって指名推選にしたいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は、指名推選によることに決定をいたしました。

指名の方法につきましては、議長において指名することにしたいと思います。

十勝圏複合事務組合議会議員に吉田敏男を指名をいたします。

お諮りをいたします。

ただいま議長が指名したとおり、当選人にすることに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名いたしました十勝圏複合事務組合議会議員に吉田敏男が当選をいたしました。

◎ 選挙第4号

○議長（吉田敏男君） 日程第10 選挙第4号とちか広域消防事務組合議会議員の選挙の件を議題といたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項及び条例第49条の規定によって指名推選にしたいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は、指名推選によることに決定をいたしました。

指名の方法につきましては、議長において指名することにしたいと思います。

とちか広域消防事務組合議会議員に吉田敏男、井脇昌美君を指名をいたします。

お諮りをいたします。

ただいま議長が指名したとおり、当選人にすることに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名をいたしましたとちか広域消防事務組合議会議員に吉田敏男、井脇昌美君が当選をいたしました。

ここで、暫時休憩をいたします。

休憩中に、議会運営委員会の開催をお願いをいたします。

午前11時43分 休憩

午後 1時00分 再開

○議長（吉田敏男君） 休憩を閉じ、会議を再開をいたします。

◎ 議運結果報告

○議長（吉田敏男君） 議会運営委員会委員長から会議の結果の報告を願います。

議会運営委員会委員長 高橋健一君。

○議会運営委員会委員長（高橋健一君） ただいま開催されました第3回臨時会に伴う議会運営委員会の協議の結果を報告いたします。

これより、報告承認第2号から報告承認第4号と議案第57号から議案第58号を即決で審議いたします。

以上で、報告を終わらせていただきます。

なお、本会議終了後に全員協議会、議員会総会を開催し、その後、役場庁舎前において記念撮影を行いますので、よろしくお願いたします。どうもありがとうございました。

○議長（吉田敏男君） これにて、議会運営

委員会委員長の報告を終わります。

◎ 報告承認第2号

○議長（吉田敏男君） 日程第11 報告承認第2号専決処分の承認を求めることについて（足寄町税条例等の一部を改正する条例）の件を議題といたします。

本件について、報告を求めます。

住民課長 松野孝君。

○住民課長（松野孝君） ただいま議題となりました報告承認第2号専決処分の承認を求めることについて、提案理由の御説明を申し上げます。

議案書の1ページをごらんください。

地方自治法第179条第1項の規定により、下記のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、議会の承認を求めるものでございます。

専決処分書。

足寄町税条例等の一部を改正する条例を次のとおり先決処分する。

専決処分の理由は、地方税法等の一部を改正する法律、平成31年法律第2号及び関係政省令が平成31年3月29日に公布され、原則として平成31年4月1日から施行されたことに伴い、足寄町税条例の一部を改正する必要が生じましたが、議会を招集する時間的余裕がなかったため、平成31年3月29日付で専決処分したものでございます。

次に、改正の内容につきまして御説明を申し上げます。

まず1ページから6ページまでの改正規定の朗読につきましては省略をさせていただきます。主な改正点につきまして新旧対照表により御説明を申し上げます。

7ページをお開き願います。

改正条例につきましては、5条立てとなっております。まず、第1条による改正でございます。町民税についてでございます。

第34条の7 寄附金税額控除につきまして、ふるさと納税制度の見直しにより特例控除の措置対象となる寄附金を特例控除対象寄

附金とする改正でございます。

続いて、同じく7ページの附則第7条の3の2の規定につきましては、個人町民税における住宅借入金等特別税額控除、住宅ローン控除の控除期間を平成45年度までに延長するための改正でございます。

次に10ページをお開き願います。こちらは軽自動車税についてでございます。

附則第16条軽自動車税の税率の特例につきまして、燃費性能等にすぐれた自動車の税率を軽減する特例措置であるグリーン化特例について、三段階で改正するものでございます。まず、第1条による改正では、新規登録から13年を経過した車両の税率を重くする重課について平成31年度限りとし、平成29年度分のグリーン化特例についての規定を削除するとともに、平成31年度分の規定の整備を行うものでございます。

次に、16ページをお開き願います。第2条による改正であります。

附則第16条第1項につきまして、重課の規定の整備を行うとともに、平成32年度分及び平成33年度分のグリーン化特例についての規定を追加するものでございます。

18ページをお開き願います。次に、第3条による改正であります。

附則第16条につきまして、第5項として平成34年度分及び平成35年度分のグリーン化特例は、電気自動車等に限ることについての規定を追加するものでございます。

次に、15ページにお戻りください。

附則第15条の2軽自動車税の環境性能割の非課税につきまして、電気自動車等環境への負荷の低減に著しく資する軽自動車に対し、非課税とする臨時的軽減の規定を追加するものでございます。

次に附則第15条の6、軽自動車税の環境性能割の税率の特例につきまして同条2第3項を加え、自家用の軽自動車の税率を1%減とする臨時的軽減の規定を追加するものでございます。

次に、19ページから21ページにかけて

の第4条及び第5条による改正につきましては、平成28年度改正条例及び平成30年改正条例につきまして法律等の改正に合わせ、文言の追加や修正等の所要の整備を行うものでございます。

次に、5ページにお戻りください。

附則第1条施行期日につきまして、この条例は平成31年4月1日から施行するものでございますが、第1号から第5号に掲げる改正規定はそれぞれ定められた日から施行することとしております。

附則第2条以下につきましては、町民税、固定資産税、軽自動車税に関する経過措置等について規定するものでございます。

以上で提案理由の御説明とさせていただきますので、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（吉田敏男君） これにて報告を終わります。

ただいまの報告に対し質疑を行います。質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、報告承認第2号専決処分の承認を求めることについて（足寄町税条例等の一部を改正する条例）の件を採決をします。

この採決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（吉田敏男君） 全員の起立です。

したがって、報告承認第2号専決処分の承認を求めることについて（足寄町税条例等の一部を改正する条例）の件は、原案のとおり承認されました。

◎ 報告承認第3号

○議長（吉田敏男君） 日程第12 報告承認第3号専決処分の承認を求めることについて〔平成30年度足寄町一般会計補正予算（第18号）〕の件を議題といたします。

本件について、報告を求めます。

町長 渡辺俊一君。

○町長（渡辺俊一君） ただいま議題となりました報告承認第3号専決処分の承認を求めることについて、提案理由の御説明を申し上げます。

地方自治法第179条第1項の規定により、下記のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認をお願いするものでございます。

専決処分書。

平成30年度足寄町一般会計補正予算（第18号）を別紙のとおり専決処分する。

理由でございますが、平成30年度末において、町税、自動車重量譲与税、地方揮発油譲与税、自動車取得税交付金、地方交付税、繰入金、繰出金等の変更により予算の補正をする必要が生じたが、議会を招集する時間的余裕がないので、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したものでございます。

専決処分をした内容について御説明を申し上げます。

23ページをお願いいたします。

平成30年度足寄町一般会計補正予算（第18号）。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ353万7,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ103億7,279万6,000円とするものでございます。

歳出から御説明を申し上げます。

29ページをお願いいたします。

第8款土木費、第4項都市計画費、第2目土地区画整理費におきまして、足寄都市計画足寄市街地区土地区画整理事業特別会計繰出

金といたしまして353万7,000円を計上いたしました。

次に、歳入の主なものについて申し上げます。

26ページへお戻りください。26ページ中ほどでございますけれども、第2款地方譲与税におきまして、自動車重量譲与税508万3,000円、地方揮発油譲与税139万3,000円をそれぞれ減額をいたしました。

次27ページをお願いいたします。27ページ中ほどでございますけれども、第7款自動車取得税交付金におきまして1,124万4,000円を減額いたしました。

第10款地方交付税におきまして、特別地方交付税といたしまして7,659万4,000円を計上いたしました。

28ページをお願いいたします。

第18款繰入金におきまして、財政調整基金繰入金といたしまして5,624万3,000円を減額いたしました。

以上で、提案理由の説明とさせていただきます。御審議のほど、よろしく願い申し上げます。

○議長（吉田敏男君） これにて、報告を終わります。

ただいまの報告に対し質疑を行います。質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 質疑なしと認めます。

これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、報告承認第3号専決処分の承認を求めることについて〔平成30年度足寄町一般会計補正予算（第18号）〕の件を採決をします。

この表決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（吉田敏男君） 全員の起立です。

したがって、報告承認第3号専決処分の承認を求めることについて〔平成30年度足寄町一般会計補正予算（第18号）〕の件は、原案のとおり承認されました。

◎ 報告承認第4号

○議長（吉田敏男君） 日程第13 報告承認第4号専決処分の承認を求めることについて〔平成30年度足寄町足寄都市計画足寄市街地区土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）〕の件を議題といたします。

本件について、報告を求めます。

建設課長 増田徹君。

○建設課長（増田徹君） ただいま議題となりました報告承認第4号専決処分の承認を求めることについて、提案理由の御説明を申し上げます。

地方自治法第179条第1項の規定により、下記のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めらるものでございます。

専決処分書。

平成30年度足寄町足寄都市計画足寄市街地区土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）を別紙のとおり専決処分する。

理由でございますが、平成30年度歳入が歳出に対して不足する見込みとなったことにより、予算の補正をする必要が生じましたが、議会を招集する時間的余裕がないので、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したものでございます。

専決処分をした補正予算の内容について、御説明申し上げます。

33ページをお願いいたします。

歳入歳出予算の総額に増減はございませんが、歳入におきまして第2款繰入金におきまして一般会計繰入金といたしまして353万

7,000円を計上し、第4款諸収入、第1項雑入におきまして建物収去代替執行弁償金（滞納繰り越し分）を353万7,000円減額いたしました。

補正理由でございますが、諸収入の建物収去代替執行弁償金につきましては、平成21年に行いました建物収去土地渡し請求事件に伴う建物収去に要した費用の弁償金でございますが、相手方に対して請求を行ってきているところでございますが平成30年度末で未納の状況であり赤字決算となってしまうことから、これを減額し平成31年度補正予算計上とすることとし、一般会計からの繰入金により補填するものでございます。

以上、提案理由の説明とさせていただきますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（吉田敏男君） これにて、報告を終わります。

ただいまの報告に対し質疑を行います。質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 質疑なしと認めます。

これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、報告承認第4号専決処分の承認を求めることについて〔平成30年度足寄町足寄都市計画足寄市街地区土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）〕の件を採決をします。

この採決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（吉田敏男君） 全員の起立です。したがって、報告承認第4号専決処分の承

認を求めることについて〔平成30年度足寄町足寄都市計画足寄市街地区土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）〕の件は、原案のとおり承認されました。

◎ 議案第57号

○議長（吉田敏男君） 日程第14 議案第57号副町長の選任についての件を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長 渡辺俊一君。

○町長（渡辺俊一君） ただいま議題となりました議案第57号副町長の選任について、提案理由の御説明を申し上げます。

下記の者を足寄町副町長に選任したいので、地方自治法第162条の規定により議会の同意をお願いするものでございます。

同意をお願いする方につきましては、足寄郡足寄町南3条5丁目1番地2、丸山晃徳氏、昭和38年3月27日生まれでございます。

提案理由につきましては、平成31年3月22日、副町長退職による欠員となっているということでございまして、丸山晃徳氏の略歴につきましては記載のとおりでございますので、説明は省略をさせていただきたいと思っております。

御同意賜りますようよろしくお願い申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（吉田敏男君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 質疑なしと認めます。

これで、質疑を終わります。

これから、議案第57号副町長の選任について採決をします。

この採決は、無記名投票によって行います。

議場の出入り口を閉鎖お願いをいたします。

(議場閉鎖)

○議長(吉田敏男君) ただいまの出席議員は13人です。

次に、立会人を指名をいたします。

条例第55条の規定により、立会人に1番多治見亮一君、2番高道洋子君、3番進藤晴子君を指名をいたします。

投票用紙を配付をいたします。

(投票用紙配付)

○議長(吉田敏男君) 記載方法について申し上げます。

本件に賛成の方は賛成、反対の方は反対と記載をお願いをいたします。なお、総合条例第100条の白紙の取り扱いにより、投票による表決において賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は反対とみなすものといたします。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉田敏男君) 配付漏れなしと認めます。

事務局職員をして投票箱を点検させます。

(投票箱点検)

○議長(吉田敏男君) 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票をお願いをいたします。

(投票)

○議長(吉田敏男君) 投票漏れはございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉田敏男君) 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。立会人の立ち会いをお願いをいたします。

(開票)

○議長(吉田敏男君) 選挙の結果をお知らせいたします。

賛成12票、反対はゼロであります。無効投票はありません。

以上でございます

したがって、丸山晃徳君が副町長に当選をされました。

出入り口を開きます。

(議場開鎖)

○議長(吉田敏男君) ここで、暫時休憩をいたします。

午後 1時31分 休憩

午後 1時32分 再開

○議長(吉田敏男君) 休憩を閉じ、会議を再開をいたします。

◎ 副議長当選の挨拶

○議長(吉田敏男君) ただいま副町長に同意されました丸山晃徳君から挨拶の申し出がありましたので、これを許します。

○副町長(丸山晃徳君) 議長のお許しをいただきましたので、一言御挨拶をさせていただきます。

このたびは副町長選任の同意案件につきまして、議員の皆様のご全会一致をもちまして御同意をいただきましたことにつきまして、心から感謝申し上げます。

私が副町長という要職をお引き受けしてよかったのかと正直なところ不安を感じているところで、今、この場に立たせていただき、改めてその職責の重さを痛感しているところでございますが、渡辺町長のもと、精いっぱい努力をさせていただきます。

渡辺町長が進める住民目線、福祉の充実、農林業施策の推進等を通して町民の暮らしを守り、この足寄町に住んでよかったと感じていただけるまちづくりをさらに進めるため、誠心誠意全力を尽くしてスピード感を持って頑張らせてまいります。

あわせて、人口減少対策や自然災害対策等、本町が抱える多くの課題に職員一丸となって、また、町民の皆様との対話を大切に、さらに議会や関係団体等の皆様との連携を図って課題可決に取り組み、町長を支えて

まいりたいと決意を新たにしております。

また、これまで福祉課長として3年余り福祉の向上、医療、介護、福祉の連携を充実させるための取り組みを福祉課のさまざまな職種の職員とともに進めてまいりましたが、医療や介護等の支援が必要な方々が日々を過ごす病院や介護保険施設、障害者の住まい等につきまして、御家族の介護負担等を軽減させるためにもその提供体制なども改めて見直す時期を迎えており、必要な検討を進めてまいりたいと考えております。

まだまだ未熟な人間でございますが、どうぞ議員の皆様におかれましては、これまで以上に御指導と御鞭撻を賜りますよう心からお願い申し上げまして、甚だ簡単ではございますが御挨拶とさせていただきます。4年間どうぞよろしくお願いいたします。

◎ 議案第58号

○議長（吉田敏男君） 日程第15 議案第58号除雪トラック（雪寒機械）購入売買契約についての件を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長 渡辺俊一君。

○町長（渡辺俊一君） ただいま議題となりました議案第58号除雪トラック（雪寒機械）購入売買契約について、提案理由の御説明を申し上げます。

平成31年4月23日足寄町財務規則に基づき指名競争入札に付した除雪トラック（雪寒機械）購入について、下記のとおり売買契約を締結するため議会の議決に付すべき契約及び財産の取得、または処分に関する条例第3条の規定により議会の議決をお願いするものでございます。

契約の目的は、除雪トラック（雪寒機械）購入でございます。

契約の方法につきましては、指名競争入札による契約でございます。

契約の金額は4,834万5,000円でございます。

契約の相手方は、帯広市西19条北1丁目7番6号、東北海道日野自動車株式会社帯広支店、取締役支店長、尾崎好通氏でございます。

納入期限につきましては、令和2年3月9日でございます。

36ページに除雪トラック（雪寒機械）概観図を添付してございますので、御参照のほどよろしく願いをいたします。

以上で、提案理由の説明とさせていただきます。御審議のほど、よろしく願い申し上げます。

○議長（吉田敏男君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。質疑はございませんか。

6番熊澤君。

○6番（熊澤芳潔君） 当然除雪ということなのですけれども、ただ高額なわけですから、購入に至った理由についてお聞きしたいということと、これは2月ということでございますからそれはわかりました。それで理由について、改めて古いトラックはどうなるのかとか、そういった内容についてちょっとお聞きします。

○議長（吉田敏男君） 答弁、町長。

○町長（渡辺俊一君） お答えをいたします。

今回除雪トラックの購入に関しましては、これまで使っていたトラックが古くなってきて老朽化してきたということで、その更新ということでございます。

今まで使ってきた古いトラックにつきましては、下取りをするという形で、今回新しいものに更新をさせていただくということでございますので、御理解いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（吉田敏男君） 6番熊澤君。

○6番（熊澤芳潔君） 余りちょっと聞いたことがなかったのですが、下取りなんていうのはどのぐらいの価格で求めていくものでしょうか。

○議長（吉田敏男君） 答弁、町長。

○町長（渡辺俊一君） お答えをいたします。

今回の以前使っていた古い除雪トラックにつきましては、下取りといたしまして38万5,000円を予定してございます。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 他に質疑はございませんか。

4番榊原君。

○4番（榊原深雪君） 指名競争入札ですので、何社参加されたかお聞きいたします。

○議長（吉田敏男君） 答弁、町長。

○町長（渡辺俊一君） お答えをいたします。

今回指名競争入札を行っておりますけれども、これにつきましては3社で指名競争入札を行っております。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 4番榊原君。

○4番（榊原深雪君） 落札率、何パーセントかお聞きいたします。

○議長（吉田敏男君） 答弁、町長。

○町長（渡辺俊一君） お答えをいたします。

落札率でございますけれども、これは99.51%となっております。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 4番榊原君。

○4番（榊原深雪君） この落札率の高さにはちょっと驚いておりますけれども、特殊車両ということでこういうことも理解できることもありますけれども、これの耐用年数、どれぐらいを見込んでおられますでしょうか。

○議長（吉田敏男君） 答弁、町長。

○町長（渡辺俊一君） お答えをいたします。

落札率につきましては、1回目が落札までに至らなくて2回やって2回目で落札をしたということで、積算額がどうなのかという部分もありますけれども、なかなか2回やって

やっとなら落札したというような状況でありますので、そういった意味で少し高めの落札率になっているのかなというふうに思っております。

それから、耐用年数でありますけれども、耐用年数自体は10年ぐらいの期間、本来でいく耐用年数でいくと短いのですけれども、実際のところ足寄町で車両を購入して使っているのは、例えば、今回の更新する前のやつについては20年以上使っておりますし、できるだけ長く使うということで耐用年数が来たから更新するだとか、そういうことではなく使えるだけ使おうということで今までもやっておりますので、そういった意味でほかの車両もそうなのですから、かなり耐用年数を越えて、多分倍、3倍ぐらい使っているかもしれませんけれども、大事に長く使っているところでございます。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 4番榊原君。

○4番（榊原深雪君） 落札率のことなのですけれども99.51%ということで、この金額からすると5,000万円近い車両ですので1%、2%違ってかなりの額が浮くのではないかなと思っておりますので、今後はこういった特殊なものにつきまして、難しいこともあると思っておりますけれども、そうなるこの落札した会社が99.51だから3社ですので、あとのところは何を言わんやということになりますけれども、そういったところ踏まえ、少しでも落札率がこちらの有利に働くような駆け引きをやっぱりしていただくような努力をしていただきたいと思いますけれども、答弁をお願いします。

○議長（吉田敏男君） 答弁、町長。

○町長（渡辺俊一君） 特殊車両なものですから、発注して初めて生産が始まるということで、期間も今回の車両につきましても納入期限は来年の3月9日というようなことで、非常に発注してから時間のかかる、そういう車両でありますので、なかなか一般的に売っている乗用車だとかそういったものとは

違いますので、そういった部分でなかなか価格を落とすというのが難しいのかなというふうにも思っておりますけれども、これも入札ですので3社なり4社、5社ということで、なるべくそういう形の中で競争がされて入札がされるというような形で、少しでも落札率が落ちるような、そういった取り組みができればというふうに思っておりますので、御理解のほどよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（吉田敏男君） よろしいですか。

他に質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 質疑なしと認めます。

これで、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、議案第58号除雪トラック（雪寒機械）購入売買契約についての件を採決をします。

この採決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（吉田敏男君） 全員の起立です。

したがって、議案第58号除雪トラック（雪寒機械）購入売買契約についての件は、原案のとおり可決されました。

ここで、暫時休憩をいたします。

休憩中に議会運営委員会の開催をお願いをいたします。

午後 1時47分 休憩

午後 2時00分 再開

○議長（吉田敏男君） 休憩を閉じ、会議を再開をいたします。

◎ 議運結果報告

○議長（吉田敏男君） 議会運営委員会委員

長から、会議の結果の報告を願います。

議会運営委員会委員長 高橋健一君。

○議会運営委員会委員長（高橋健一君） ただいま開催されました議会運営委員会の協議の結果を報告いたします。

これより、本日の日程に追加し、議案第59号を即決で審議いたします。

次に、広報広聴常任委員会、議会運営委員会からの閉会中継続調査申出書について審議します。

以上で、議会運営委員会の協議結果の報告を終わらせていただきます。

なお、終了後に全員協議会、議員会総会、記念撮影となりますのでよろしくお願ひいたします。

○議長（吉田敏男君） これにて、議会運営委員会委員長の報告を終わります。

◎ 議案第59号

○議長（吉田敏男君） 追加日程第1 議案第59号監査委員の選任についての件を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長 渡辺俊一君。

○町長（渡辺俊一君） 議案の提案の前に、訂正をさせていただきたいと思ひます。

除雪トラックの購入の関係の中で、下取り額につきまして38万5,000円ということで先ほどお話しさせていただきましたけれども、45万円ということでございましたので、訂正をさせていただきます。大変申しわけございません。

それでは、ただいま議題となりました議案第59号監査委員の選任について、提案理由の御説明を申し上げます。

下記の者を足寄町監査委員に選任したいので、地方自治法第196条第1項の規定により議会の同意をお願いするものでございます。

同意をお願いする方につきましては、足寄郡足寄町南4条5丁目19番地、多治見亮一

氏、昭和29年5月1日生まれの方でございます。

提案理由につきましては、平成31年4月30日任期満了によるものでございます。

多治見亮一氏の略歴につきましては記載のとおりでございますので、説明は省略をさせていただきます。

御同意賜りますようよろしくお願い申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（吉田敏男君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 質疑なしと認めます。

これで、質疑を終わります。

これから、議案第59号監査委員の選任についての件を採決をします。

この採決は、起立によって行います。

本件は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（吉田敏男君） 全員の起立です。

したがって、議案第59号監査委員の選任についての件は、同意することに決定をいたしました。

◎ 閉会中継続調査申出書の件

○議長（吉田敏男君） 追加日程第2 閉会中の継続調査申出書の件を議題といたします。

広報広聴常任委員会及び議会運営委員会の委員長から、条例第136条の規定によって、お手元に配付いたしましたとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りをいたします。

委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査にすることに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 異議なしと認めま

す。

したがって、委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査にすることに決定をいたしました。

◎ 閉会宣告

○議長（吉田敏男君） これをもって、本臨時会に付議されまし案件の審議は全部終了をいたしました。

これで、本日の会議を閉じます。

令和元年第3回足寄町議会臨時会を閉会をいたします。

午後 2時05分 閉会